

原議保存期間10年
(平成34年12月31日まで)

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁保発第102号
平成24年7月13日
警察庁生活安全局保安課長

ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について(通達)

ぱちんこ営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条に規定する営業)における広告、宣伝等については、「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等について」(平成23年6月15日付け警察庁丁保発第100号。以下「旧通達」という。)に基づき、指導及び取締りを行ってきたところである。しかしながら、旧通達が、ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)の規制の運用方針について明確化を行い、もってぱちんこ営業者による風営法違反を抑制するとともに、ぱちんこ業界内部における健全化の取組を促すことを期し、これにのっとり各都道府県警察が業界指導を行ったにもかかわらず、依然として、この趣旨に反し、隠語のみならず様々な脱法的表現により善良の風俗及び清浄な風俗環境を害するおそれのある広告、宣伝等を行おうとするぱちんこ営業者等が存在している状況にある。

各都道府県警察にあっては、ぱちんこ営業における広告、宣伝等が、その在り方によっては、清浄な風俗環境を害するのみならず、ぱちんこ遊技に対するのめり込みを促進しかねないものでもあることに鑑み、管内における広告、宣伝等の実態を的確に把握し、下記により、ぱちんこ営業者及び当該営業者が営業所ごとに選任している管理者(以下「営業者等」という。)並びにぱちんこ営業者の団体に対する厳正な指導及び取締りを徹底されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 風営法違反の該当性

(1) 広告及び宣伝の規制

風営法第16条は、「風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。」と定めており、広告及び宣伝の内容が、著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていること又は風営法違反の疑いのある行為を行っていることをうかがわせる場合は、同条によ

る規制の対象となる。また、視覚に訴える広告及び宣伝のみならず、聴覚に訴える広告及び宣伝も同条による規制の対象となる（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成22年7月9日付け警察庁丙保発第14号、丙少発第22号別添）第16中4参照）。

(2) 営業所の構造及び設備の維持義務

風俗営業の営業所の構造及び設備については、風営法第4条第2項第1号に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営法施行規則」という。）第8条が技術上の基準を定めており、同基準中で「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。」（法第2条第1項第7号に掲げる営業の項第2号）とされている。さらに、風営法第12条は、「風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第4条第2項第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」と定めている。

したがって、ぱちんこ営業の営業所において、写真、広告物等の設備が著しく射幸心をそそるおそれがあるもの又は風営法違反の疑いのある行為を行っていることをうかがわせるものであるなど善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれがあると認められれば、風営法第12条の営業所の構造及び設備の維持義務違反に該当する。

2 「広告及び宣伝の規制」並びに「営業所の構造及び設備の維持義務」（以下「広告、設備等規制」という。）違反に該当する表示例

営業所の内外を問わず、看板、のぼり、ビラ、新聞折り込みチラシ等を利用して次の(1)から(7)までに該当するような内容の広告又は宣伝を行った場合には、風営法第16条にいう「清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」で広告又は宣伝を行ったものと認められる。

また、そのような内容を表示した看板、ポスター等を営業所に設置、掲示等すれば、営業所の構造及び設備の技術上の基準である「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。」に適合しないこととなる。

なお、営業所の所在地、遊技料金又は賞品の取りそろえの充実を単に告知するにとどまるもの（(1)から(7)までに該当しないものに限る。）については、一般的には広告、設備等規制違反に該当しないものと解される。

(1) 入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示

遊技機本来の性能に調整を加えるなどして入賞を容易にした遊技機が設置されていることをうかがわせる表示は、著しく射幸心をそそるおそれがあるほか、風営法第20条第10項において準用される風営法第9条第1項の規定に違反する行為（遊技機の無

承認変更)への関与をうかがわせる。

ア 本来の性能に調整が加えられた遊技機の設置をうかがわせる表示は、それが、ぱちんこ営業の客一般に遊技機の性能調整の実施をうかがわせるものとして通用する隠語又はこれに類する表現(記号及びイラストを含む。)によって表現されている場合であっても、規制の対象となる。このような表示の例は、別添1のとおりである。

なお、表示中、同一フォント、同一色等により強調された文字のみ抽出すると上記の表示になる場合も、規制の対象となるものと解する(以下イ、ウ及び(2)において同じ。)

イ 総付景品等(ぱちんこ営業において客に提供される賞品を含む。以下同じ。)の提供、営業所又は遊技機の状況、有名人の招致等の事実を告知する表示は、当該表示の内容が事実か否かにかかわらず、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連付けることにより、ぱちんこ営業の客一般に遊技機の性能調整の実施をうかがわせるものである場合には、規制の対象となる。このような表示の例は、別添2のとおりである。

ウ 入賞に伴う遊技機の諸動作又は遊技盤の盤面構成の状況を表示する数字、文字、記号、イラスト等(ぱちんこ営業の客一般に当該動作又は状況をうかがわせるものとして通用する隠語又はこれに類する表現を含む。)は、殊更に特定の日、特定の機種又は特定の遊技機等と関連付けることにより、営業所に設置されている遊技機の全部又は一部について本来の性能に調整を加えるなどして入賞を容易にしていることをうかがわせるものである場合には、規制の対象となる。このような表示の例は、別添3のとおりである。

(2) 大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせる表示
大当たり確率を高く設定した遊技機を設置していることや特定の時間帯において高い設定に変更することをうかがわせる表示は、著しく射幸心をそそるおそれがある。

なお、当該表示の内容が事実か否かにかかわらず、大当たり確率の設定状況をうかがわせる表示は全て著しく射幸心をそそるおそれがあるものと解される。ここで、当該表示については、全ての遊技機について設定状況を表示するものに限らず、一部の遊技機についてのみ設定状況を表示するものも、このようなおそれがあるものに該当する。

ア 営業所に設置されている遊技機の全部又は一部の設定状況を直接的又は間接的にうかがわせる表示は、それが、ぱちんこ営業の客一般に設定状況をうかがわせるものとして通用する隠語又はこれに類する表現(記号及びイラストを含む。)によって表現されている場合であっても、規制の対象となる。このような表示の例は、別添4のとおりである。

イ 総付景品等の提供、営業所又は遊技機の状況、有名人の招致等の事実を告知する表示は、当該表示の内容が事実か否かにかかわらず、殊更に特定の日、特定の機種、特定の遊技機等と関連付けることにより、ぱちんこ営業の客一般に大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等をうかがわせるものである場合には、規制の対象となる。このような表示の例は、別添5のとおりである。

ウ 入賞に伴う遊技機の諸動作を表現する数字、文字、記号、イラスト等（ぱちんこ営業の客一般に当該動作をうかがわせるものとして通用する隠語又はこれに類する表現を含む。）は、営業所に設置されている遊技機の全部又は一部について設定状況をうかがわせるものである場合には、規制の対象となる。このような表示の例は、別添6のとおりである。

(3) 賞品買取行為への関与をうかがわせる表示

風営法第23条第1項第1号及び同項第2号は、「現金又は有価証券を賞品として提供すること」及び「客に提供した賞品を買い取ることをぱちんこ営業者の禁止行為として規定している。これは、このような行為が行われれば、遊技の結果が直ちに現金の獲得につながることになり、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるからである。

ぱちんこ営業者が「等価交換」等の文言を殊更に表示することは、賞品買取所において遊技球又は遊技メダル（以下「遊技球等」という。）の数量に対応する金額と等価等で賞品が買い取られていることや風営法第23条第1項第2号が禁止している営業者による賞品買取行為が行われていることをうかがわせることから、上記風営法の趣旨に鑑み、著しく射幸心をそそるおそれがある。

したがって、賞品買取所への案内をうかがわせる表示や賞品買取所における賞品の買取価格等をうかがわせる表示は、著しく射幸心をそそるおそれがあるものと解される。このような表示の例は、別添7のとおりである。

(4) 遊技客が獲得した遊技球等の数を示し、これに付随して賞品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示

獲得遊技球数又は獲得遊技メダル数（以下「獲得遊技球等数」という。）が表示された降順表等に付随して、数字（例えば「12万3,000円」）、文字（例えば「等価」）等により、遊技の結果が現金の獲得と容易に結びつくことを示す表示は、上記(3)と同様の趣旨から著しく射幸心をそそるおそれがある。このような表示の例は、別添8のとおりである。

なお、実際の獲得遊技球等数のみの表示は、直ちには、現金の獲得と容易に結びつくことを示す表示に当たるものではないと解される。しかし、著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる方法で表示される場合は、(5)に該当する。

(5) 著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかがわせる表示

数字、文字、写真等により著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることをうかが

わせる表示は、著しく射幸心をそそるおそれがある。このような表示の例は、別添9のとおりである。

(6) 風営法第19条の遊技料金等の規制等に違反する行為が行われることを直接的又は間接的に示す表示

獲得遊技球等数に対応する金額を上回る賞品を提供していることや獲得遊技球等数に対応する金額と等価の賞品とは別に物品等の提供が受けられることをうかがわせる表示、市場価格とは異なる額に基づき賞品を提供することをうかがわせる表示、同一の賞品について、遊技機の種類又は遊技料金の区分により獲得遊技球等数に対応する金額に差異があることをうかがわせる表示、遊技機の種類又は遊技料金の区分ごとに、当該種類の遊技機又は当該区分の遊技料金で遊技した客にのみ提供される専用の賞品を設け、これを提供することをうかがわせる表示は、著しく射幸心をそそるおそれがあるほか、風営法第19条又は第23条第1項第1号の規定に違反する行為への関与をうかがわせる。このような表示の例は、別添10のとおりである。

なお、賞品として提供される物品以外の物品を遊技客に限らず来店者全員に対し景品として提供することを表示する場合は、著しく射幸心をそそるおそれがある方法で行われたい限り、本件表示には該当しない。ただし、この場合は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第3条及び一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第5号）第1項により、景品の価額が200円以下とされること、及び風営法第23条第1項第1号により、ぱちんこ営業の営業者は、その営業に関し、現金又は有価証券を賞品として提供することが禁止されていることに留意すること。また、この場合において、全日本遊技事業協同組合連合会、社団法人日本遊技関連事業協会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会及び一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会が昨年10月21日付けで策定した「総付景品等の提供に関するガイドライン」の範囲内で景品を提供することを表示することについては、当該ガイドラインの現時点の内容がぱちんこ営業に係る風営法の各種規制を担保するに十分なものであると考えられ、一定の合理性も認められることに鑑み、(1)イ又は(2)イに該当しない限りにおいて、規制の対象とはならないものと解する。

(7) 遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地をなくしていることをうかがわせる表示

遊技の結果について客の技量により差異を生じる余地をなくすことは、著しく射幸心をそそるおそれのある行為であり、これが行われていることをうかがわせる表示は、著しく射幸心をそそるおそれがある。このような表示の例は、別添11のとおりである。

3 広告、設備等規制の適用に当たっての留意点

(1) 広告及び宣伝の規制

風営法第16条は、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告及び宣伝を規制しているところ、これは、営業所周辺で行われる広告及び宣伝のみを対象とするものではない。したがって、当該規制の対象となるか否かは、当該広告又は宣伝が「営業所周辺における清浄な風俗環境」を害するおそれがあるか否かで判断すること。また、風俗営業者が行う広告及び宣伝については、風営法第16条による規制のほか、各都道府県の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「風営法施行条例」という。）による「著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。」等の規制に照らし問題がないか否かについても検討すること。

なお、広告及び宣伝の規制に違反する広告又は宣伝が営業所の外壁、営業所に含まれるものと認められる駐車場等に設けられた写真、広告物等の設備によるものである場合は、営業所の構造及び設備の維持義務違反にも該当する。

(2) 営業所の構造及び設備の維持義務

営業所の構造及び設備の維持義務は、営業所の構造及び設備に対する規制であって、ぱちんこ営業に係る営業所に設置されている遊技機については、風営法第4条第2項第1号の規定により、営業所の構造及び設備の技術上の基準による規制の対象から除外されていることに留意すること。

したがって、著しく射幸心をそそるおそれのある表示を含むシール等を遊技機のガラス板等に貼付等している場合については、風営法施行条例における「著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。」等の規定の適用を検討すること。

4 速やかな行政処分の実施等

広告、設備等規制違反を認めた場合は、営業者等に対して必要な行政指導を行うほか、悪質な形態の違反については、違反状態の解消等を図るため速やかに風営法第25条に基づく指示処分を課し、特に悪質なものについては、風営法第26条に基づく営業の停止処分を課すこと。

なお、営業所の構造及び設備の維持義務違反に係る指示は、一般的には技術的な基準に従うべきことを命ずる不利益処分であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を経ないで処分することができるものと解されている（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準」（平成22年12月2日付け警察庁丙保発第18号別紙1）第1中2(1)参照）が、本通達の内容に係る営業所の構造及び設備の維持義務違反については、特定の写真、広告物等が「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備」に該当するか否かにより判断されるものであって、遵守すべき事項が技

術的な基準をもって明確にされている場合には当たらないことから、弁明の機会の付与を行うべきであると解される。したがって、当該違反に対する指示処分を行う際には、営業者に対し、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、弁明の機会を付与するものとする。

また、広告、設備等規制に対する違反状態については速やかに解消される必要がある一方で、これを是正するための行政処分の実施に当たっては、その擬律判断について、各地域の風俗環境の実態等に応じた合理的な範囲での差異はありつつも、同一県内又は隣接他県との間で説明責任を果たせないまでの差異が生じることがあってはならない。そこで、行政処分の実施に当たっては、過去の類似事例の確認を徹底するとともに、その基礎として、過去における行政処分の状況（個々の事案についての処分事由、処分内容等）を少なくとも同一県内の風俗行政担当者が共有できるようにする取組を進めること。

5 広告、設備等規制違反から推認される他の風営法違反の事件化

広告、設備等規制違反に関しては、当該違反に対する行政処分にとどまることなく、これらの違反から推認される遊技機の無承認変更や賞品買取り等の悪質な風営法違反が潜在している疑いが認められる営業所について必要な捜査を行うなど、根源的かつ悪質な違反の立証に努め、その事件化を図ること。

なお、広告、設備等規制違反に関しては、ぱちんこ業界に対して度重なる指導を実施してきたことに照らし、今なお同違反を行う営業者については、特に遵法意識に疑いが持たれるところであり、釘曲げ等の遊技機の無承認変更を始めとする各種の風営法違反を行っている蓋然性が高いことから、その他の違法行為についても見過ごすことなく厳正に対処すること。

6 営業者等に対する指導の徹底

許可事務及び立入りの際には、その都度、営業者等に適時適切な指導を行うほか、風営法施行規則第37条各号に規定する管理者の業務の実施状況の把握に努める（「風俗営業の営業所における管理者に関する施策の推進について」（平成14年3月31日付け警察庁丁生環発第80号）参照）とともに、風営法第24条第6項に基づく管理者講習の際には、管内における広告、設備等規制違反の実態に即した具体的な指導に配慮すること。

また、本通達の趣旨及び各都道府県の実態を踏まえ、広告若しくは宣伝又は営業所の設備に関し、管理者が行うべき業務について臨時講習の必要が認められる特別の事情がある場合は、その実施に努めること。

7 ぱちんこ営業者の団体に対する指導と営業の健全化に向けた自主的活動の要請

警視庁及び各道府県警察本部の風俗営業担当課においては、旧通達をその施行後短期間で見直して本通達を発出することとなった経緯を十分に踏まえ、ぱちんこ業者及びぱちんこ業者により構成される遊技業組合等の団体に対して、本通達の趣旨を徹底させるための働き掛けを行い、ぱちんこ営業に係る著しく射幸心をそそるおそれのある広告及び宣伝等の一掃に向けた自主的な取組の更なる強化を促すこと。

また、広告、設備等規制違反に対する行政処分に対し、風俗行政担当者の擬律判断を困難にさせている要因の一つに、2(1)ほかで示した隠語その他の表現が広くぱちんこ営業において用いられていることが挙げられることから、上記の働き掛けに際しては、誤解のない広告宣伝文句の使用についても併せて働き掛けること。

8 報告

当分の間、広告、設備等規制違反に係る指示処分等を行った場合及び関係団体に行った指導又は働き掛け等に対する特異な動向等を把握した場合には、警察庁生活安全局保安課宛て報告されたい。

- ・ 「甘釘」
- ・ 「特選台」
- ・ 「天国調整」
- ・ 「モーニングサービス」
- ・ 「イブニングサービス」
- ・ 「赤字覚悟の熱血週間」
- ・ 「 7 月の誓い」、「 7 月の約束」、「 7 月の宣言」、「 7 月の力」等
は大きたりを象徴する数字（「 7 」等）又はこれを含む数字（「 17 」等）
- ・ 「 7 月の日」、「 7 月の月」、「 7 月間」、「 7 月の年」、「 7 周年」
は営業所の名称、地名、記念的行事、特定の機種名称等
- ・ 「 7 月 営業」
は平常の営業でないことを示唆する文言（「元気」、「全開」等）
- ・ 「徹底強化」
- ・ 「別格」
- ・ 「 7 . DAS（注：どっと出す）」、「 7 . DEL（注：どっと出る）」等
は営業所の名称又は特定の機種名称

- ・ 「 日には特選スイーツ限定提供」
はぞろ目の数字又は大当たりを象徴する数字若しくはこれらを含む数字
- ・ 「リニューアルオープンから 日目」、「グランドオープンから 日目」、「新装開
店から 日目」等
- ・ 「 日・ 日・ 日は混雑予想日」
- ・ 「 を大事にします。」、「 を重視します。」
は特定の機種の種類又は特定の日
- ・ 「 には特に愛を込めて徹底清掃しました。」
は特定の機種の種類又は特定の日
- ・ 特定の機種について若しくはぞろ目の日等の特定日においてライターその他の者が取
材等を行う旨、又は営業所の名称、地名、記念的行事若しくは特定の機種の種類等を冠
し、若しくは特定の機種の種類となっている者が来店する旨の表示

- ・ 「 月 日パチンココーナー従業員一同「揃って」お待ちしております。」
- ・ 「
は、ガバッ！！」
は特定の機種の名義又は特定の日
- ・ 「
、大開！！」
は特定の機種の名義又は特定の日

- ・ 「 大量投入」
は設定を示す数字
- ・ 「ROCK」、「LOCK」
- ・ 「朝一高確率スタート」
- ・ 「 月の誓い」、「 月の約束」、「 月の宣言」、「 月の力」等
は設定を示す数字（「6」等）又はこれを含む数字（「16」等）
- ・ 「 日の日」、「 月の月」、「 月間の月間」、「 年の年」、「 周年の年」
は営業所の名称、地名、記念的行事、特定の機種 of 名称等
- ・ 高設定における大当たり確率のみを強調した表示
- ・ 「本日も「金」メダル！」
- ・ 「 .DAS」、「 .DEL」等
は営業所の名称又は特定の機種 of 名称

- ・ 「 日には特選スイーツ限定提供」
はぞろ目の数字又は設定を示す数字若しくはこれらを含む数字
- ・ 「リニューアルオープンから 日目」、「グランドオープンから 日目」、「新装開
店から 日目」等
- ・ 「 日・ 日・ 日は混雑予想日」
- ・ 「 を大事にします。」、「 を重視します。」
は特定の機種の種類又は特定の日
- ・ 「 には特に愛を込めて徹底清掃しました。」
は特定の機種の種類又は特定の日
- ・ 特定の機種について若しくはぞろ目の日等の特定日においてライターその他の者が取
材等を行う旨、又は営業所の名称、地名、記念的行事若しくは特定の機種の種類等を冠
し、若しくは特定の機種の種類となっている者が来店する旨の表示

- ・ 大当たり時に発生する光、音等が当該営業所における遊技において頻繁に発生することを示す表示
- ・ 「 月 日パチスロコーナー従業員一同「揃って」お待ちしております。」

賞品買取所の所在地及び賞品買取所における特定の賞品の買取価格等を直接的又は間接的にうかがわせる数字、文字、記号、イラスト等（ぱちんこ営業の客一般に賞品買取所における特定の賞品の買取価格等をうかがわせるものとして通用する隠語又はこれに類する表現を含む。）の表示であって、具体的には次のようなものを含む。

- ・ 「円交換」
- ・ 「等価交換」
- ・ 「高価交換」
- ・ 「完全交換」
- ・ 「闘火」
- ・ 「好感度MAX」

- ・ 出玉ランキング表等にそれぞれの出玉に応じた賞品買取所における買取価格等を併記した表示

- ・ 「大放 万枚」
- ・ 「万枚オーバー」
- ・ 玉箱を重ねるなど著しく多くの遊技球等を獲得した状況を示す表示
- ・ 実際に獲得されたものではない遊技球等を収めた玉箱を客室エントランス部等に強調して積み上げる表示
- ・ 獲得された遊技球等を実際以上に見せ掛ける表示
- ・ 特定の日、週、月等（以下「特定日等」という。）に客が獲得する遊技球等の数量について、当該営業所における過去の記録若しくは他の営業所の記録と競い、若しくは何らかの誓約若しくは目標を掲げるような催物を実施し、又はこれに参加していることを示す表示（当該催物の主催者が当該ぱちんこ営業所以外の第三者である場合を含む。）
- ・ 特定日等における大当たり確率の設定変更が可能な遊技機の設定状況について、当該営業所における過去の遊技機の設定状況若しくは他の営業所における遊技機の設定状況と競い、若しくは何らかの誓約若しくは目標を掲げるような催物を実施し、又はこれに参加していることを示す表示（当該催物の主催者が当該ぱちんこ営業所以外の第三者である場合を含む。）

- ・ 「大特価賞品」
- ・ 「無料引換券」
- ・ 「50%off景品チケット」
- ・ 特別に無料で遊技球等の提供を受けることができることを示す表示
- ・ 遊技に伴って洗車、自転車修理・空気入れ等の役務の提供を受けることができることを示す表示
- ・ 「 駅から徒歩で 秒、 歩、ダッシュで 秒」
は賞品の獲得に要する遊技球等の数量
- ・ 1万円を超える賞品の提供が受けられることを示す表示
- ・ 遊技に伴ってポイント等を付与し、当該ポイント等の蓄積数に応じて景品の提供（ポイントの提供者、ポイントの蓄積に応じた景品の提供者とともに、ぱちんこ営業者に限られない。）が受けられることを示す表示

- ・ ハンドル固定を助長するような表示
- ・ 目押しサービスを受けられることをうかがわせる表示